

中土佐町家具転倒防止等対策事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時における家具の転倒等による被害を軽減するため、自宅の家具の転倒等を防止するための対策を講じる者に対して中土佐町家具転倒防止等対策事業を委託された者（以下「受託事業者」という。）を派遣する事業（以下「家具転倒防止等対策事業」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 家具転倒防止等対策事業の対象となる者は、町内に住所を有する者とする。

(申込み)

第3条 申請者は、中土佐町家具転倒防止等対策事業申請書(様式第1号)に、実施しようとする家具転倒防止等対策の概要を記載し、町長に提出しなければならない。

(決定)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、中土佐町家具転倒防止等対策事業決定通知書(様式第2号)により速やかに申請者にその旨を通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第1に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 町長は、前項に規定する審査の結果、受託事業者の派遣が不適当と認めるときは中土佐町家具転倒防止等対策事業申請不受理決定通知書(様式第3号)により速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

(対象費用)

第5条 家具転倒防止等対策事業に係る対象費用は次の各号に定める。

- 1 家具転倒防止対策については、家具の転倒を防止するための器具及び施工に係る費用。
- 2 ガラス飛散防止については、日本産業規格の建築窓ガラス用フィルム(JISA5759)のガラス飛散防止性能(記号A、記号B)を満足するもの及び施工に係る費用。
- 3 感震ブレーカーについては、感震ブレーカー本体及び施工に係る費用。
ただし、町が負担する費用の上限額は3万円とし、それを越えた場合は申請者が負担するものとする。

なお、令和7年度以前に家具転倒防止対策事業により、家具等の固定を実施済みの場合は、ガラス飛散防止及び感震ブレーカー設置のみを対象とし、上限額は2万円とする。

(借家等における家具転倒防止等対策事業に係る施工の承諾)

第6条 自己の所有に係る家屋以外(借家及び中間管理住宅等)の家屋に住居する者が家具転倒防止等対策事業に係る施工を申請する場合は、借家等の所有者又は管理者の承諾を得なければならない。

(施工器具等の取り外し)

第7条 器具等を取り外す場合は自己負担とし、自己の所有に係る家屋以外（借家及び中間管理住宅等）の場合においては、借家等の所有者又は管理者と協議の上、家屋の内装を原状に復さなければならない。

(委託)

第8条 器具等の購入及び施工作業は、受託事業者に委託する。

(派遣の取消)

第9条 町長は、申請者が、次の各号の一に該当するときは、器具等の施工作業への派遣を取り消すことができる。

- 1 この要綱に違反したとき。
- 2 事業申請に関して、附された条件に違反したとき。
- 3 事業申請書に虚偽の記載をしたとき。

(免責)

第10条 この要綱により器具等が取り付けられた家具等が、地震等により万一転倒し、被害が発生した場合において、中土佐町及び受託事業者は、その責を負わないものとする。

(委任)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。(一部改正)

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。(一部改正)

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。(一部改正)

附 則 (令和2年6月25日中土佐告示第77号)

この要綱は、令和2年6月25日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日中土佐告示第44号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年4月1日中土佐告示第41号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条1項）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。